

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省）

制 度 名	特定地域における工業用機械等の特別償却（過疎地域）		
税 目	所得税・法人税（措法第 12 条第 1 項の表の第 1 号口、第 45 条第 1 項の表の第 1 号口、第 68 条の 27、措令第 6 条の 3、第 28 条の 9、第 39 条の 56）		
要 望 の 内 容	<p>過疎地域における製造業、旅館業及び情報通信技術利用事業（コールセンター）に係る特別償却制度を、2 年間延長すること。</p> <p>延長：2 年間</p> <p>根拠法令：過疎地域自立促進特別措置法第 30 条</p> <p>特別償却率： 機械及び装置 (10/100) 建物及び附属設備 (6/100)</p> <p>取得価額：2,000 万円超</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— 百万円 (▲900 百万円)	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>平成 22 年 3 月末に期限切れをむかえていた過疎地域自立促進特別措置法が議員立法により今般 6 年間延長され、地域の活性化のために積極的な取り組みを行うこととされている。</p> <p>過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、所得水準の向上と、雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図り、過疎地域におけるコミュニティの維持・再生を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>特例措置の適用期間が延長されることにより、引き続き過疎地域への企業や旅館等の立地が促進され、所得水準の向上と雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を通じて、地域における定住化、集落機能の維持を図り、コミュニティの維持・再生を期するものである。</p> <p>また、自然に恵まれた生活空間の中での就業機会を拡大することにより U J I ターン等を通じて都市住民を含め国民一般にとっても多様な居住を選択することができる豊かな社会の実現を図ることが必要である。</p>		

<p>今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項</p>	<p>合 理 性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>○過疎地域自立促進特別措置法第30条 「過疎地域内において製造の事業、(中略)租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。」</p> <p>○新政調戦略(平成22年6月18日閣議決定) 「離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める。」</p> <p>○「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定) 「過疎地域について、これまでのハード事業に加え、地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト事業に対する支援措置を行い、国土を保全し、生産機能を守り、安心して暮らせる地域再生すること」</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 「農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の問題が深刻化している。(中略)このような状況にかんがみ、農村の集落機能の維持(中略)の取組を推進する。」</p> <p>○政策評価体系 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農村の振興(産業、農村機能) 《施策分野》 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>2年間</p>
	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>地域の活力の低下がみられる過疎地域において、若者定住促進を中心とした産業振興に積極的に取り組むことにより、所得水準の向上と雇用の増大を図り、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を促進するものとする。 また、自然に恵まれた生活空間の中での就業機会を拡大することによりUJターン等を通じて都市住民を含め国民一般にとっても多様な居住を選択することができる、豊かな社会の実現に資するものとする。 以上のことを踏まえ、以下のものを数値目標として設定する。</p> <p>・過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制 (基準値：H18年度末～H20年度末の年平均人口減少率1.0%)</p>	

		<p>政策目標の達成状況</p> <p>前回の目標（中山間地域の戸当たり農家総所得の維持（各年度485万円を維持））の達成状況については、団塊世代の退職による兼業農家の農外所得の減少等の影響により、平成21年度は401万円（推計値）となっている。 本特例は、食料・農業・農村基本計画における「農村コミュニティの維持・再生」を図る政策手段として位置付けられ、また、同様の制度を主管する関係省における政策目的、達成目標の状況から、本達成目標に変更することとした。</p>																
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用者数</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>62件</td> <td>646件</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>57件</td> <td>609件</td> </tr> </tbody> </table>		適用者数	件数	平成22年度	62件	646件	平成23年度	57件	609件							
		適用者数	件数															
平成22年度	62件	646件																
平成23年度	57件	609件																
	<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置により、過疎地域への企業や旅館等の進出を促進し、過疎地域の所得水準の向上と雇用の増大が図られ、当該地域への交流人口や移住人口の増加による人口定着がみられ、その結果、過疎地域における人口減少の抑制につながり、地域の活性化につながるものであるとともに、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与するものと考えられる。</p>																
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>事業用資産の買換特例（過疎法第29条、租税特別措置法第37条、第65条の7、第68条の78）</p>																
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 24,591百万円（H22当初、国費）等 （農山漁村における定住や二地域間居住、都市との交流を促進するため、地域の創意工夫による取組を総合的かつ機動的に支援等）</p>																
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>予算上の措置は、地方公共団体等が、例えば、農道等の農業生産基盤や農業集落排水施設等の生活環境基盤を整備するなどの公共性の高い事業を行うために支援するものである。 それに対して、本特例は、個々の民間事業者（法人・個人）を対象に、過疎地域への企業の進出や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。</p>																
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>実需者のニーズに対応した機械等の新設・増設、旅行者の動向に合わせた宿泊設備の新築等は、社会経済情勢の変化に伴い随時行われるため、数多くの事業者による随時の投資に対応する措置としての的確かつ効果的な手段である。 また、特例措置の対象を全業種としているのではなく、過疎地域の振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。</p>																
<p>果に関連する事項 これまでの租税特別措置の適用実績と効果</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>【過去の適用実績（H19～H21）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用者数</th> <th>件数</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>79件</td> <td>758件</td> <td>11億円</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>64件</td> <td>821件</td> <td>15億円</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>44件</td> <td>360件</td> <td>5億円</td> </tr> </tbody> </table>		適用者数	件数	減収額	H19	79件	758件	11億円	H20	64件	821件	15億円	H21	44件	360件	5億円
	適用者数	件数	減収額															
H19	79件	758件	11億円															
H20	64件	821件	15億円															
H21	44件	360件	5億円															

	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置により、過疎地域への企業や旅館等の進出を促進し、過疎地域の所得水準の向上と雇用の増大が図られ、当該地域への交流人口や移住人口の増加による人口定着がみられ、その結果、過疎地域における人口減少の抑制につながるものである。</p> <p>これまでの実績では、雇用増加人員では、平成 19 年度 2,454 人、平成 20 年度 2,367 人、平成 21 年度 1,340 人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。</p> <p>引き続き、本特例の周知浸透と更なる活用の進展により、企業の進出や設備投資が促され、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与するものと考えられる。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>中山間地域の一戸当たり農家総所得の維持</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>前回の目標（中山間地域の一戸当たり農家総所得の維持（各年度 485 万円を維持））の達成状況については、団塊世代の退職による兼業農家の農外所得の減少等の影響により、平成 21 年度は 401 万円（推計値）となっている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 45 年創設 平成 2 年度：旅館業（ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業）の追加 （直近 10 年） 平成 12 年度：過疎地域自立促進特別措置法施行適用期限の 5 年延長及び対象事業にソフトウェア業を追加 平成 17 年度：適用期限の 2 年延長 平成 19 年度：適用期限の 2 年延長 平成 21 年度：適用期限の 1 年延長 平成 22 年度：過疎地域自立促進特別措置法の拡充延長適用期限の 1 年延長及び対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加</p>	